

引き船（タグボート）の係留使用料について

1 経 緯

引き船については、大型の貨物船や客船を安全かつ速やかに着岸又は離岸させる重要な役割を担っていますが、港内に専用の係留施設が不足していることもあり、慣例として、定係場所を持たない引き船については、使用許可の対象とせず岸壁への係留を認めてきた実態がありました。

事業者からは、引き船の定係地を確保するよう要望を受けていたため、平成 5 年には、山下ふ頭に係留施設を設置し、条例上、新たに引き船係留施設の使用料（1 船席 72,000 円／月）を規定し、適用していくこととしました。

また、平成 15 年には、貨物船利用のない山下 4 号、5 号岸壁を係留場所として指定したので、条例第 12 条に定められた岸壁使用料を徴収することとしました。

2 現 状

他の岸壁の転用や新たな係留施設の整備場所の確保が困難なことから、定係地としての係留場所の拡大はできませんでした。そのため、定係地のなかった 20 隻については、貨物船などの利用に支障のない岸壁を必要に応じて場所を変更しながら、一時的に利用させてきました。これらの岸壁については、定係地としての使用を認めていないことから、条例上の使用の適用がないものとして解釈してきたものです。

3 今後の対応について

- (1) 使用料徴収の対象としてこなかった 20 隻については、条例の改正を行い、平成 24 年度から本船の利用に支障のない岸壁を、広域にわたり新たに係留場所として指定
- (2) 岸壁使用料の「船舶」の区分から引き船を独立させ、山下 4 号、5 号岸壁に係留している 8 隻と定係地のなかった 20 隻は、新たに設ける「引き船」の区分の使用料を適用
- (3) 使用料の額については、公平性の観点から、本来の定係地である引き船係留施設使用料の額と同等の額（1 隻 72,000 円／月）
- (4) 条例の施行に合わせて、広域にわたる係留場所の指定について告示

などの考え方に基づいて、港湾施設使用条例の一部改正を行いたいと考えております。